

報告事項No. 15 資料

訴訟上の和解について

1 議案の概要

横浜地方裁判所川崎支部令和4年(ワ)第598号損害金請求事件について、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの

2 事件の概要等

(1) 原告

京浜トラベルサービス株式会社

(2) 事件の概要

ア 令和2年3月9日、本市は、令和2年度川崎市立中学校自然教室運営委託の一般競争入札を実施し、同年4月1日、原告と委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した（契約金額：7,323万2,761円）。

イ 令和3年1月5日及び同月7日、本市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、同月から同年3月までに予定されていた中学校の自然教室の中止（以下「本件中止」という。）を決定し、その旨を原告に伝え、同年1月29日、本件契約に基づき、本件中止を書面により原告に通知し、同年2月1日、当該書面が原告に到達した。

ウ 令和3年3月29日、本市は、本件契約に基づき、同年1月5日及び同月8日を中止の時期として算出した解約料として399万8,400円を原告に支払った。

エ 令和4年7月22日、原告は、本件契約に基づき、支払済みの解約料のほか、令和3年2月1日を中止の時期として算出した解約料等を損害金として3,175万6,704円の支払を被告に求める訴訟を横浜地方裁判所川崎支部に提起した。

3 双方の主張等

(1) 原告の主な主張

ア 本件契約においては、被告は、委託業務を中止した時期に応じた解約料を原告に支払うこととし、また、被告が委託業務の施行を中止する場合には、被告は、書面によりその旨を原告に通知するとともに、原告に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならないこととしている。

イ 被告は、本件中止について、令和3年1月5日及び同月7日に原告に伝えたが、正式に書面で通知したのは同月29日に至ってからであり、当該書面は、同年2月1日に原告に到達した。

ウ したがって、被告は、原告に対し、支払済みの解約料を除き、令和3年2月1日を中止の時期として算出した解約料その他本件中止に伴い原告に及ぼした損害を賠償する義務がある。

(2) 本市の主な主張

ア 令和3年1月5日及び同月7日、本市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件中止を決定し、その旨を原告に電話連絡し、原告は、同月5日及び同月8日に本件中止を受け付けた。

イ したがって、令和3年1月5日及び同月8日を中止の時期として算出した解約料は399万8,400円であり、既に原告に支払済みであることから、それ以上の解約料を支払う理由はない。

(3) 訴訟の経過

ア 裁判所から、原告に対し、一部の主張の見直しや、逸失利益を含む実損額を整理するよう提案があった。

イ 原告は、実損額として、仮に本件中止が令和3年1月5日及び同月8日を中止の時期としてなされた場合であっても、本件契約に基づき、支払済みの解約料のほか、本件中止による逸失利益等を内容とする損害金として186万5,031円が生じると主張し、本市は、本件契約について解約料以上の金額は実損にかかわらず請求できないものであると主張した。

ウ 原告は、裁判所の訴訟指揮に従い、令和5年9月19日、訴えの変更申立書において、実損額を予備的請求として追加した。

エ 本訴訟は係属して以来、10回の口頭弁論等を経て、令和5年12月12日に裁判所から、本市に186万5,031円の支払義務があることなどを内容とする和解案が示され、令和6年1月17日、裁判所から和解勧告がなされた。

○原告の請求項目及び請求額並びに和解案の金額

原告の請求項目	原告の請求額
・主位的請求金額	3,175万6,704円
（内訳 解約料 企画料金 本市が支払った解約料）	（3,365万9,472円 209万5,632円 △399万8,400円）
・予備的請求金額	186万5,031円
（内訳 バス手配利益額（逸失利益） その他利益額（逸失利益） 原告がバス会社へ支払った解約料 本市が支払った解約料）	（281万7,500円 37万2,931円 267万3,000円 △399万8,400円）

→

和解案の金額
186万5,031円

4 和解理由

本訴訟において、本市は、支払済みの解約料以外の支払義務はない旨等を主張してきた。これに対して、裁判所から、「本件契約に解約料及び損害賠償が規定されており、原告が解約料に加え賠償金を請求できると期待し、ないし混乱したことは認定できる。」という心証が示された。

また、裁判所から示された和解案の金額は、裁判所の訴訟指揮に従い、原告が予備的請求として追加したものであり、原告の主位的請求額の約6%にとどまっている。

以上のことから、訴訟代理人弁護士との協議も踏まえ、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により紛争が早期に解決することを勘案し、和解案を受け入れることとした。

5 和解案の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、186万5,031円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、本和解成立日から1か月以内に、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。